

# リスク管理債権と金融再生法に基づく開示債権の状況

## リスク管理債権について

●協同組合による金融事業に関する法律（協金法）に基づくリスク管理債権は、次のとおりです。

●リスク管理債権は、区分に該当する貸出金のみが開示対象となります。

（単位：百万円）

区分	残高 (A)	担保・保証 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	
破綻先債権	令和1年度	423	22	401	100.00%
	令和2年度	22	11	10	100.00%
延滞債権	令和1年度	5,006	2,849	1,663	90.16%
	令和2年度	4,969	2,873	1,620	90.43%
3ヵ月以上延滞債権	令和1年度	—	—	—	—
	令和2年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	令和1年度	611	218	31	41.00%
	令和2年度	458	144	36	39.57%
合計	令和1年度 (イ)	6,042	3,090	2,097	85.87%
	令和2年度 (ロ)	5,450	3,029	1,668	86.19%
合計の期中増減額 (ロ-イ)	△ 591	△ 61	△ 429	—	

(注)1. 「破綻先債権」とは、元本または利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、①会社更生法または、金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。

2. 「延滞債権」とは、上記1および債務者の経営再建または支援（以下「経営再建等」という。）をはかることを目的として利息の支払いを猶予したものの以外の未収利息不計上貸出金です。

3. 「3ヵ月以上延滞債権」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金（上記1および2を除く）です。

4. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建をはかることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（左記1～3を除く）です。

5. 「担保・保証 (B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額です。

6. 「貸倒引当金 (C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。

7. 「保全率 (B + C) / (A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。

8. これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、すべてが損失となるものではありません。

## 金融再生法に基づく開示債権について

●金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）で定められた開示区分による開示債権は、次のとおりです。

●金融再生法による開示債権は、開示区分に該当する貸出金のほかに、貸出金に準ずる未収利息、仮払金および債務保証見返が含まれます（ただし、要管理債権は貸出金のみが開示となります）。

（単位：百万円）

区分	債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D) = (B) + (C)	保全率 (D) / (A)	貸倒引当金引当率 (C) / (A - B)	
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	令和1年度	1,045	272	773	1,045	100.00%	100.00%
	令和2年度	568	218	350	568	100.00%	100.00%
危険債権	令和1年度	4,385	2,601	1,291	3,893	88.76%	72.39%
	令和2年度	4,424	2,667	1,281	3,948	89.25%	72.93%
要管理債権	令和1年度	611	218	31	250	41.00%	8.13%
	令和2年度	458	144	36	181	39.57%	11.77%
不良債権計①	令和1年度 (イ)	6,043	3,092	2,097	5,189	85.87%	71.07%
	令和2年度 (ロ)	5,451	3,030	1,668	4,699	86.20%	68.91%
不良債権の期中増減額 (ロ-イ)	△ 591	△ 61	△ 429	△ 490	—	—	
正常債権②	令和1年度	77,322					
	令和2年度	81,909					
合計① + ②	令和1年度	83,365					
	令和2年度	87,361					

(注)1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権で、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5. 「担保・保証等 (B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6. 「貸倒引当金 (C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7. 金額は決算後（償却後）の計数です。